

議案第59号

鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例（平成7年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>鳥取県港湾事務所設置条例</u>	<u>鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例</u>

(名称、位置及び所管区域)

第2条 略

(名称、位置及び所管区域)

第2条 略

(鳥取港海友館の附置)

第3条 港湾に対する理解を促進し、海を通じた交流の発展に資するため、鳥取県鳥取港湾事務所に鳥取県立鳥取港海友館（以下「海友館」という。）を附置する。

(規則への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、港湾事務所及び海友館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。